

# 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定

【計画期間 平成30～32年度】

町では、介護保険法及び老人福祉法に基づき、「介護保険事業計画」及び「高齢者保健福祉計画」を一体化して3年ごとに策定しています。この計画は、高齢者やその家族のニーズ、介護サービスの利用状況、社会経済情勢の推移、国の施策動向などを踏まえて、第6期計画まで進めていた施策を承継しながら、介護保険事業の円滑な実施を図るとともに、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

## ◆ 基本理念 ◆

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることのできるまち

## ■ 基本目標と主な事業 ■

### ■ 基本目標1：いきいきと暮らす地域づくり

高齢者自身が培ってきた知識や経験、技術を活かすことにより、地域の担い手や就労、学習活動や交流など、地域社会と関わりながら主体的に活躍できる場の確保に努め、生涯を通じた活動や生活ができる地域づくりを進めます。

- 福祉スポーツ大会
- 老人クラブ活動支援
- 地域サロンづくり事業
- 高齢者事業団活動支援
- 高齢者いきいき健康マージャン
- 高齢者元気ハツラツリアル野球盤
- 介護支援ボランティアポイント事業



### ■ 基本目標2：健康で暮らす地域づくり

介護を必要としない元気な高齢者に対して、生活習慣病などの疾患の発症予防や重度化予防の取り組みを進めるとともに、「快足シャキッと倶楽部」など介護予防に効果のある体操など広く普及啓発し、健康寿命を延伸できるよう取り組みを進めます。

- 男の料理教室
- 健康づくり事業
- 高齢者水中運動事業
- 快足シャキッと倶楽部
- 元気応援ネットワーク事業
- ノルディックウォーキングポール貸出
- 高齢者運動促進事業（貯筋力アップ事業）



### ■ 基本目標3：安心して暮らす環境づくり

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応するため、介護者等の支援も含め、在宅支援サービスの充実や地域での支援体制づくりを進めます。

- 配食サービス事業
- 除雪サービス事業
- 介護者のつどい事業
- 緊急通報装置設置事業
- あんしんキット配布事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 高齢者等屋根雪下ろし費用助成事業
- 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 認知症高齢者等位置情報機器貸与事業
- 認知症高齢者等SOSネットワーク事業



### ■ 基本目標4：高齢者を支える体制づくり

国の介護給付費適正化計画と整合性を図りながら、必要な介護サービスが適正に提供されるよう取り組み、高齢者の権利擁護や生活支援など、様々なニーズを抱える高齢者を包括的に支える仕組みとして、地域包括支援センター機能の充実や関係機関との連携を図り、生活支援等サービスの提供体制の整備を進めます。

- 介護人材の確保
- 介護サービス情報の公開
- 介護離職ゼロに向けた取り組み
- 介護予防日常生活支援総合事業
- 高齢者生活支援地域づくり推進事業



※計画書は、町ホームページに掲載のほか、役場、あいくる、ふれあい館の情報コーナーでご覧になれます。

●平成30年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、相互の支え合いの中で、介護保険事業を円滑に推進するため、3年ごとに策定される介護保険事業計画の定める介護給付費の見込額等から算出されます。

平成30年度からの3年間は、第7期介護保険事業計画により介護保険料が定められていますが、第6期介護保険計画（平成27年度～平成29年度）の基準月額4,983円と比べ、425円増加し5,408円になりました。この改正は、介護を必要としている方の増加や本年4月からの介護給付費・地域支援事業費の負担割合の改定を踏まえ、見直しを行ったものです。

また、法令等の改正により、第7段階から第9段階までの対象所得も見直されました。

第7期計画保険料（平成30年度～平成32年度）					
所得段階	対象者	基準額に 対する 割合	【第6期計画】 年額保険料 （円）	【第7期計画】 年額保険料 （円）	【差額】（円） 上段：年額 下段：月額
町民税 非課税世帯	第1段階 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 年間80万円以下の方	基準額 ×0.45	26,900円 (2,242円/月)	29,200円 (2,433円/月)	2,300円 (191円/月)
	第2段階 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 年間120万円以下の方	基準額 ×0.75	44,800円 (3,733円/月)	48,600円 (4,050円/月)	3,800円 (317円/月)
第3段階 上記対象以外の方	基準額 ×0.75				
町民税 課税世帯	第4段階 本人が町民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	基準額 ×0.9	53,800円 (4,483円/月)	58,400円 (4,866円/月)	4,600円 (383円/月)
	第5段階 本人が町民税非課税で上記対象以外の方	基準額 ×1.0	59,800円 (4,983円/月)	64,900円 (5,408円/月)	5,100円 (425円/月)
	第6段階 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が 120万円未満の方	基準額 ×1.2	71,700円 (5,975円/月)	77,800円 (6,483円/月)	6,100円 (508円/月)
	第7段階 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が <b>120万円以上200万円未満（※注）</b> の方	基準額 ×1.3	77,700円 (6,475円/月)	84,300円 (7,025円/月)	6,600円 (550円/月)
	第8段階 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が <b>200万円以上300万円未満（※注）</b> の方	基準額 ×1.5	89,700円 (7,475円/月)	97,300円 (8,108円/月)	7,600円 (633円/月)
第9段階 本人が町民税を課税されていて、前年の所得が <b>300万円以上（※注）</b> の方	基準額 ×1.7	101,600円 (8,467円/月)	110,300円 (9,191円/月)	8,700円 (724円/月)	

※注 所得段階の第7段階から第9段階までの対象所得が上記のとおり見直されました。

第6期計画期間中（見直し前）は、第7段階が「120万円以上190万円未満」、  
第8段階が「190万円以上290万円未満」、第9段階が「290万円以上の方」となります。

## 介護保険に関する窓口が保健福祉総合センター「あいくる」になりました

4月から介護保険に関する次の事務をすべて保健福祉総合センター「あいくる」(保健福祉課)で行うことになりました。

介護保険に関するお問い合わせ先は「あいくる」保健福祉課となりますので、ご注意ください。

- 介護保険料に関すること
- 資格に関すること
- 負担限度額の認定に関すること
- 介護保険の給付による住宅改修・福祉用具に関すること
- 高額介護サービス費に関すること